

新型コロナウイルス感染症対策専門会議運営要領

(目 的)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策の推進を図るため、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱第6条第2項に基づいて設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 この専門会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) サーベイランス・情報収集に関すること
- (2) 医療提供体制に関すること
- (3) 予防・まん延防止対策に関すること
- (4) その他必要な事項

(委 員)

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選した者を持って充てる。
- 3 委員長は、専門会議を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第5条 専門会議は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 専門会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事 務)

第6条 この専門会議の事務は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課が行う。

(その他)

第7条 本会議は、2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）3月25日から施行する。